



不良債権の状況

自己査定 of 債務者区分に基づく債権と金融再生法開示債権及びリスク管理債権の3つについては、債権の対象範囲や分類方法がそれぞれ異なっていますが、それぞれの対比を表すと概ね下表のようになります。

リスク管理債権、自己査定、金融再生法開示債権の関係、貸出金等の状況(個別ベース)

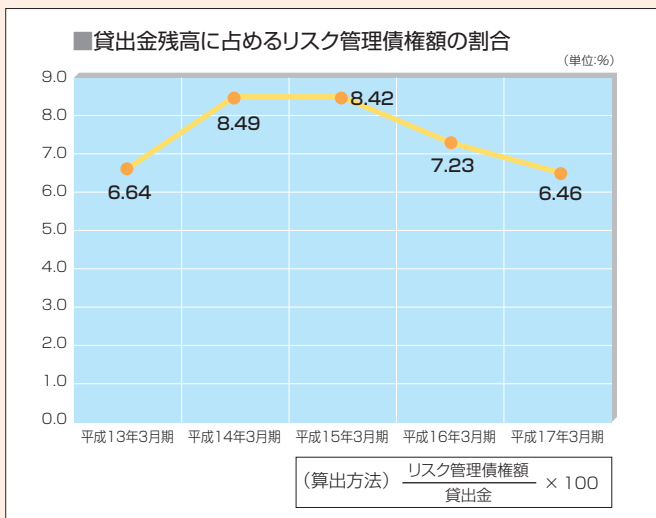
リスク管理債権

銀行法に基づく「リスク管理債権」は、貸出金のみが対象となります。個々の貸出金ごとに「破綻先債権」、「延滞債権」、「3か月以上延滞債権」、「貸出条件緩和債権」に分類し各債権額を開示いたします。

平成17年3月末における個別ベースでの開示債権額は、323億84百万円(平成16年3月末比38億13百万円減)となりました。

リスク管理債権	
※対象資産は、貸出金です。()は、貸出金に対する割合です。	
債権額	
破綻先債権	3,609 (0.72%)
延滞債権	22,677 (4.52%)
3か月以上延滞債権	248 (0.04%)
貸出条件緩和債権	5,848 (1.16%)
合計	32,384 (6.46%)

貸出金残高 500,695



自己査定

自己査定とは、銀行が保有する個々の資産について、回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合いに従って区分し、適正な償却・引当を行うための準備作業です。

自己査定では、債務者の状況等に応じて「破綻先」、「実質破綻先」、「破綻懸念先」、「要注意先(「要管理先」と「要管理先以外」)」、「正常先」に区分いたします。

自己査定		
※対象資産は、貸借対照表の貸出金及び外国為替、その他資産中の未収利息・仮払金、支払承諾見返です。		
債権額		
破綻先	3,649	
実質破綻先	8,007	
破綻懸念先	14,733	
要注意先	要管理先	7,859
	要管理先以外の要注意先	56,359
正常先	416,120	
合計	506,730	

金融再生法開示債権

金融再生法に基づく「金融再生法開示債権」は、銀行の保有する債権（貸出金のほか支払承諾見返等を含む）を債務者（借り主）の状況に応じて、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権（個別の貸出金単位）」、「正常債権」に分類し各債権額を開示いたします。

平成17年3月末における個別ベースでの開示債権額は、正常債権を除き324億87百万円（平成16年3月末比38億50百万円減）となりました。

金融再生法開示債権

※対象資産は、貸借対照表の貸出金及び外国為替、その他資産中の未収利息・仮払金、支払承諾見返です。

債 権 額	
破産更生債権 及びこれらに 準ずる債権	11,657
危 険 債 権	14,733
要 管 理 債 権	6,097
正 常 債 権	474,242
合計	506,730

金融再生法開示債権の保全内訳

※正常債権以外

	債権額 (A)	保全額 (B)	担保保証等		保全率 (B/A)
			貸倒引当金		
破産更生債権 及びこれらに 準ずる債権	11,657	11,657	7,460	4,196	100.0%
危 険 債 権	14,733	12,981	10,681	2,300	88.1%
要 管 理 債 権	6,097	1,996	1,080	916	32.7%
合 計	32,487	26,634	19,221	7,413	81.9%

開示している不良債権の全てが回収不能となるわけではありません。
開示債権には、担保保証等や貸倒引当金により保全されている部分も含まれています。

用語の説明

リスク管理債権	
分類	内容
破綻先債権	元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金。
延滞債権	未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金。
3か月以上延滞債権	元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金。（但し、破綻先債権、延滞債権を除く。）
貸出条件緩和債権	債務者の経営再建又は支援のために、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄等、債務者に有利となるよう融資条件を緩和した貸出金。（破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権を除く。）

自己査定した債務者区分		
区分	内容	
破綻先	法的、形式的な経営破綻の事実が発生している債務者。	
実質破綻先	法的、形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状況にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者。	
破綻懸念先	現状は経営破綻の状況にないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者。	
要 注 意 先	要管理先	要注意先のうち、債権の全部又は一部が要管理債権である債務者。
	要管理先以外 の要注意先	今後の管理に注意を要する債務者。
正 常 先	業況が良好であり、かつ財務内容も特段の問題がないと認められる債務者。	

金融再生法開示債権	
分類	内容
破産更生債権 及びこれらに 準ずる債権	破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権。
危 険 債 権	債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権。
要 管 理 債 権	3か月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権。
正 常 債 権	債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記3つの債権以外のものに区分される債権。